

# あなたの申告は? (下記の①②③④のあてはまるところをご確認ください。)

## ① 給与

年末調整は済んでいますか?

いいえ

次のうち1つでも該当しますか?

- 給与を2か所以上からもらっている。
- 給与収入が103万円以上である。
- 源泉徴収されている。
- 年金などの給与以外の所得が20万円を超える。

いいえ

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によっては、市・県民税の申告が必要となる場合があります。

はい

所得税の確定申告をしてください。

はい

次のうち1つでも該当しますか?  
●年末調整済以外も給与収入がある。  
●年金などの給与以外の所得がある。

いいえ

控除に変更はありますか?  
【扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除等】

はい

それは20万円を超えていませんか?

いいえ はい

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

## ② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか?

いいえ

はい

所得額が控除額を超えますか?

いいえ

はい

市・県民税の申告をしてください。  
ただし、土地・家屋の売却については、所得税の申告が必要な場合があります。

所得税の確定申告をしてください。

## ③ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか?

いいえ

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか?

いいえ

あなたの年齢は65歳以上ですか?  
(昭和32年1月1日以前生まれの方)

いいえ

はい

年金収入が年間で98万円を超えますか?

はい

いいえ

ポイント

申告の必要はありません。  
ただし、源泉徴収されている方は、所得税の確定申告をすると所得税が還付となる場合があります。

年金収入が年間で148万円を超えますか?

いいえ

はい

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

(源泉徴収票のとおりの場合は、申告の必要はありません。)

ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によっては、所得税の確定申告をすると所得税が還付となる場合があります。

## ④ 上記の「①・②・③」のいずれにもあてはまらない方

家族の扶養に入っていますか?  
(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告が必要です。